

委 員 長	事 務 局 長	事務局次長	選 挙 係 長	書 記
令和 8 年 第10回 南区選挙管理委員会 会議録				
1 開催年月日	令和 8 年 7 月17日（金）			
2 開閉会時刻	午前10時00分開会 午前10時15分閉会			
3 場 所	南区選挙管理委員会室			
4 出席委員	濱田委員長、光安委員、中島委員、稲川委員			
5 事務局職員	吉野事務局長、松枝事務局次長、藤嶋選挙係長			
	筒井書記、木村書記、古賀書記			
6 傍 聴 者	なし			
7 議 題				
(1) 議 案				
	議案第44号 選挙人名簿から抹消する者について			
	議案第45号 在外選挙人名簿から抹消する者について			
	議案第46号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について			
(3) その他				
	今後の委員会開催予定日時について			
	令和 8 年 8 月20日（木）午前10時00分			
	令和 8 年 9 月 1 日（火）午前10時00分			
	令和 8 年 9 月18日（金）午前10時00分			
8 議 事 次 第				
(1) 議 案	議案第44号から46号までについて、原案のとおり可決した。			
(2) その他	今後の委員会の開催予定日時は、上記のとおり決定した。			
【質疑】				
	○国会で憲法改正に関する議論がなされているが、今国会で改正国民投票法が可決、成立し、国民投票が今後実施される場合、選挙管理委員としてどのように関与していくのか。			
	▲現時点において、国から関係通知等の送付はあっていない。関係通知等が送付された後、具体の対応等について確認したい。			

次頁に続く

○今年３月に執行された栃木県那須町長選挙において、姓が正確で下の名前が相手候補になっていた投票について、町選管の判断が県選管の裁決で変わった旨が新聞のコラムに掲載されていた。

福岡市ではどのような取り扱いになるのか。

▲法において、投票の効力は開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならないとされている。また、当選人の決定等に対し不服がある場合、異議を訴えるために争訟という手段が用意されている。指摘の事案は後ほど把握したい。